

平成26年第 4 回定例会

(第 3 日)

平成26年12月10日

平成26年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成26年12月10日（水）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（17名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	欠	15	古川昭二
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	成田敏昭
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（2名）

8番 佐々木利正議員、19番 福士恵美子議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	鳴 海 和 正	平 川 診 療 所 事 務 長	欠
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓ヶ関診療所事務長	鈴 木 浩
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	今 英 明	教 育 長	柴 田 正 人
尾上総合支所長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓ヶ関総合支所長	工 藤 久 富	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈々子
事務局次長補佐	福 士 雅 信	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日9時30分から議会運営委員会が開催されました。事務局長から、その報告があります。

○事務局長
(鳴海景文)

おはようございます。
先ほど9時半から議会運営委員会が開催され、一般質問の一日目終了後の議長発言について協議されました。結果については最終日の12日冒頭で報告させていただきます。以上です。

○議長

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
第6席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

○13番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員。自席で質問願います。

おはようございます。

一般質問2日目、最初の質問者となりました、13番、日本共産党の齋藤律子です。

それでは、通告に沿って質問を行います。

まず、最初の質問は、市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

平成26年も早いもので、師走を迎え20日余りで終わろうとしています。1月26日投開票で行われた、平川市長選挙に係る公職選挙法違反大量逮捕事件は、年を越そうとしています。

15人の市議会議員の逮捕に加え、大川前市長と有力支援者の逮捕と続き、最近はこの事件の背景を物語るかのように不正入札疑惑報道がされるようになっていきます。

市民からは、今後、市政がどうなっていくのか心配する声がたくさん寄せられています。と同時に、不正入札疑惑が疑惑ではなく本当なら、平川市は腐敗しきっていると怒っています。

買収に使われるお金は、一体どこから出てくるのかとこれまでも素朴な疑問を持っていた市民の多くは、やっぱりそうだったのかとあきれる始末です。

平成18年1月1日に3町村が合併し、平川市となってから10年を迎えようとしています。

これまでも契約のやり方や方法で、問題に感じたこともたくさんあり、議会でも取り上げてまいりました。合併後に引き継がれた尾上中学校の最後の工区の分離発注、指名業者の入札当日の多数の辞退、消防ポンプ自動車の購入に対し、議決を経ないで購入費を業者へ支払った問題、尾上野球場の設計のやり直し・追加補正。

最近では、平賀運動施設屋外運動場整備事業についての実施設計のやり直しなど。また、入札に係る談合情報についての報道もあり、取り上げてまいりました。

市民の市政への信頼を裏切ることのないように、長尾市長にはこのような報道がされないように市政運営に携わってほしい。このことを願ってやみません。

この不正入札疑惑報道について、市長はどのように思っているのかお知らせをください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目は、市長の公約である公正・公平についてお尋ねをいたします。不正入札疑惑報道によれば、落札業者との間で不正があった疑いがもたれていると書かれてありました。

市長は公約に公正・公平を掲げている以上、こうした不正入札疑惑報道に対し、自分を戒め、行政運営をしていく必要があります。

入札に係る業者との付き合い方に気をつけ、公正・公平を貫くには、長尾市長はどのようなことを日ごろから考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

齋藤律子議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず最初の、不正入札疑惑の報道についてであります。御指摘のように、先般、市発注工事の入札をめぐる、不正があったとの疑いで前市長らが事情聴取を受けたとの報道がありました。

公職選挙法違反による大量逮捕に続き、今回の不正疑惑と悪いニュースが相次ぎ、市民の皆様には大変心配をおかけしておりますことに、市長としてお詫びを申し上げたいと思います。

私はこれまでの混乱の中で、市政を停滞させてはならない、このことを第一に考え、まちづくり懇談会などを通して課題を掘り起こし、その解決に努めてまいりました。

これからも市民の皆様のご困りごとや不便の軽減に努め、住みよいまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

不正入札疑惑報道についてどう考えるかという御質問であります。事情聴取があったという報道が10月の末にあって以来、これに関する報道が一切なく、捜査の進展等については承知していない状況にありますので、私の所見は控えさせていただきます。

次に、公正・公平についてであります。

私は市政運営にあたり、あらゆる場面において、いかなる疑惑も持たれることのないようコンプライアンスと透明性の確保を心がけています。

また、公共工事の業者選定にあたり、設計金額が1,000万円以上の建設工事については平川市入札制度等検討委員会の審議を経て、原則的には条件付一般競争入札により行っています。

なお、条件付一般競争入札は、ホームページ等で広く参加申請を受付しております。

私は市長就任以来、一貫してまいりました公正・公平という市政運営の方針は私自身の基本姿勢でありますので、今後とも続けてまいりたいと思っております。以上であります。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

この入札とか談合ということは古くから言われていることで、なかなかこの消え去る問題でもないように思っております。

そういう中で、やはり市長が日ごろからどういうことを気を付けて行っていくのかということに対しては、この混乱をさせてはならないということで、いまこれまでも頑張ってきたようなことをおっしゃいましたが、所見は控えさせていただくと。大変残念なことです。一言でも、やっぱりこういう事件は二度と報道されないように。

事情聴取受けるだけでもやっぱり疑惑がもたれているわけですから、

これは絶対遺憾だとかそういうことを聞きたかったんですが、とても残念に思っています。

この報道の中でですね、私が非常にこの、10月末から一切出ていないということですが、市民の皆さんは具体的にその新聞報道にはなかった業者の名前とか、それから工事の番号まで、そういうことが私には来ています。

これは非常にその内容を知るものでないといけないのかなと思いますが、そういうのはまた混乱をさせる目的でそういうこともやる方がいるかもしれませんので、それは慎重に。全部は信用できない。

しかし、なぜこういうことがその8月の末から起きているのかということでは、非常にやっぱり今回のこの事件ですね、非常にこう、納得いかないものがあるって、やっぱり平川市が市民が言うように腐敗しきっているんじゃないかと。こういうふうに見ているわけです。

いろんな本を見ますと、この指名競争入札、平川市ではとても多いと思います。この契約方法は事務の経済的効率化を重視したもので、全国でも圧倒的に増大していると。

そしてこの入札方法が不公正な談合を常態化し、地方自治体での管財癒着を強めていると言ってもよい、そういう側面があるということも専門書などでも指摘をされています。

それで市長は、見解についてはお答えいただけなかったんですが、こういう入札のやり方とか方法、そういうことに対しても、何か改善したいとか、こう思っていることがあれば一言でもよろしくお願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、その一般指名競争入札に関しては、そういう側面もあるというふうなことは私も認識はいたしております。

ですから、できるだけ公正・公平を心がけるというふうなことで、まず、業者選定にあたっては、市内の業者を育成するという観点が第一点あります。と同時に、指名回数を均等にしていきたいということは担当部のほうに指示をしておりますので、そういう意味におきましては、多分ホームページ等で全部指名回数というのは出ておると思いますので。そういう意味では公正・公平を保って、そういうふうな疑惑がもたれないような指名の仕方になっていると私は思っております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

合併してから、その合併の4年間ですが、最初の4年間。指名業者の入札。業者がですね、入札当日に辞退をする。それも1社とかでなくて、複数の業者が。そういう事態が起こったことがあるんですが、そのことについてお尋ねをします。

指名に入れてくださいと言って業者が願ひ出るわけなんですね。その中でどうして当日にたくさん辞退をする。それって好ましいことではないと私も取り上げたことがあります、やっぱり業者を厳重に指導する、

そういうことが必要かと思っ取り上げたことありますが、このことに対して市長の御見解を伺います。

○議長

はい、市長。

○市長

(長尾忠行)

私はこの2月から市長に就任以来、そういうふうな事例がありませんでしたので、そういうことに関しては認識はないわけではありますが、ただ、一たん指名をした業者が当日に辞退するというようなことは、ある意味ではあってはならないことかなというふうな認識はあります。

ただ、その前のことにつきましてお聞かれいたしましてもですね、ちょっと私としては答えようがないわけではありますが、これは議員御指摘のように、指名業者が当日に辞退するというようなことは、それはあってはならないことではないかなというふうには思っています。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

まず、それは市長の見解をお尋ねしたので、その当時のことに対しての御意見を伺うとか感想を伺うということではないので、そういう好ましくないということで承っておきます。

いずれにしても、こういう、やっぱり公契約に係る部分で疑惑をもたれるということが一番よくないことだと思います。やっぱり、市の市政を担当するものの質が問われる。こういうことにもなりかねないので、やっぱり長尾市長は、こういう報道がされないように今後ともしっかりと行政運営をしていただきますよう心から強く望んで、この1点目の質問は、最初の質問は終わらせていただきます。

それでは、2番目の質問に移ります。2番目の質問は、農業問題についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、国の農政改革の見解について、市長と農業委員会会長にお尋ねをいたします。

国では農政改革と称し、平成26年6月に農業委員会や農地を所有できる農業法人、農業協同組合などを抜本的に見直すことをうたった農林水産業・地域の活力創造プラン等を閣議決定しました。

企業が一番活躍できる国づくりを公言し、家族農業とその共同を基本とする戦後の農政を覆して、企業の農業・農地進出を促進し、農協や農業委員会の解体にも乗り出しています。企業利益や効率を優先する規制改革会議等の財界代表の意見を取り入れたものです。

農業委員会は選挙制から市町村長の選任制へ。人数も半分にして地域農業振興に関する建議も業務から外します。

農地を取得できる農業生産法人の資格要件を、「役員の過半は農業関連の業務遂行」から、「役員か重要な使用人が一人以上農作業につければよい」と大幅な緩和をしています。

農業協同組合関係では、中央会は別な新たな組織に移行、全農や農林中金、全共連は株式会社への転換も可能に。単協の信用事業・共済事業は連合会に事業譲渡して、単協は代理店か窓口に。農協法などの改定は

2015年の通常国会を予定しています。

すでにスタートしている米の直接支払交付金を半減、4年で廃止することや、飼料米の補助金を増額、それから農地中間管理機構をつくって10年で農地の8割を担い手に集積、国のかかわる米の生産調整は5年後には廃止など、こうした国の改革に対し、農業を主産業とする平川市の市長として一連の改革に対し、どのように思っているのか見解をお尋ねいたします。市長、答弁をお願いいたします。

また、農業委員会等の改革については、農業委員会会長はどのように思っているのか、これも見解をお知らせください。農業委員会会長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、米価の下落対策についてお尋ねをいたします。

まず一つ目は、平川市の対策についてお伺いをします。

今年産の米価の大暴落で、平川市の米農家から今後の米づくりや暮らしに対し、不安と悲鳴が上がっています。

仮渡金の金額を見てびっくりした、今後希望が持てない、大規模農家はこうした暴落が今後も続くと米づくりはやっていけない、くだけはキロ5円か10円にしかない、農地の借代を支払うのが大変である、お金ではなく米で受け取ってほしいとお願いをした、こうした声があふれています。

早く過剰米処理など緊急対策を講じてほしい。再生産可能な米価をと訴える農家の悲痛な叫びです。

米価の下落対策として、青森県では貸付金利子助成を打ち出し、つがる市では種子購入や土地改良区負担金及び水稲共済加入への助成や証明書手数料の免除など行うと発表しています。

平川市でも、今議会の補正予算に種子購入助成費が計上されておりますが、農家の再生産に力を貸す意味でも、つがる市並み、またはそれ以上の助成を行うべきではないかと考えています。平川市の米価の下落に対しての対策について、市長、答弁をお願いいたします。

二つ目は農業委員会の建議についてであります。米価の下落問題に対し、国に対し、平川市農業委員会として建議を上げてほしいという質問です。千葉県の匝瑳市をはじめとし、全国の多くの自治体の農業委員会から国に対し建議が上げられておりますが、平川市でも農家の声を農業委員会として上げてほしいと思っています。

このことに対し、農業委員会会長、答弁をお願いいたします。

市長。

齋藤律子議員の御質問2点目にお答えをしたいと思います。

農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、見直される内容は3点からなり、その一つ目は、農業委員会等の見直しであります。

農業委員会は、遊休農地対策や転用違反對策などに重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図るものであります。

○議長

○市長

(長尾忠行)

主な内容としては、農業委員会の選挙制度を廃止し、市町村長からの選任制度とするものであります。

二つ目は、農業生産法人要件の見直しです。

主な内容は、農業関係者以外の者の総議決権を4分の1から2分の1未満として構成員要件を緩和したこと。また、役員 of 農業従事要件を過半数から1人以上に緩和したこととあります。

三つ目は、農業協同組合の見直しです。

各農協は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通指導に基づくよりも、地域の実情にあった戦略を策定するものであります。

主な内容は、中央会制度の廃止、全農の株式会社化、金融業務を農林中央金庫へ移管することなどあります。

農業委員会や農協にとっては、非常に厳しい局面にあると感じております。今後、これらの改革がどう具現化していくのかを注視してまいりたいと思っております。

次に、米価の下落対策についてであります。

米価の下落対策については、平成26年産の米の仮渡価格が市場最低安値となり、米農家にとっては死活問題であると感じております。

本市としては、米農家が意欲をなくすことのないよう、今議会の補正予算に平成26年産米の価格下落による減収を緩和するための助成を提案しております。

また、つがる市以上の助成を行うべきではとのことではありますが、国・県・農協並びに他の市町村との対応を参考に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。私からは以上であります。

農業委員会会長。

13番、齋藤律子議員の御質問にお答えいたします。

まず、国の農政改革の見解についてでございますが、農業委員会等の改革につきましては、私ども農業委員会のいままでの取り組みを真っ向から否定する形で農業委員会制度改革が盛り込まれ、その内容としましては、選挙制度の廃止、都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し、行政庁への建議等の業務の農業委員会法からの除外等の抜本的改革を行うこととされたところであります。

このことは、現場における農業委員の役割・機能を軽視しており、地域の信頼のもとで頑張っている農業委員の気持ちを削ぐものと大変危惧しているところです。

こうした情勢を踏まえ、11月17日に開催されました青森県農業委員大会においても、選挙制度の廃止に関しては、代表制を担保する公選制と同等の仕組みを確保すること、都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直しに関しては、農業委員会活動を日常的に支える組織として不可欠であるとし、その系統性を確保すること、また、行政庁への建議等の農業委員会法からの除外に関しましては、農業委員会の意見を行政庁に

- 議長
- 農業委員会会長
(古川寛三)

反映させるための手法として極めて重要であるため、この仕組みを堅持することが要請決議され、11月18日には青森県農林水産部長同席のもと、青森県知事に要請することとしており、私も津軽南地区代表として参加することとしているところでございます。

2点目の米価下落に対して農業委員会の建議についてでございますが、市長の答弁にもありましたが、平成26年産米の概算金は、前年産と比較し約3割も下落し、東北各県の主要銘柄米と比較しても青森県産米の額が他県より低い状況にあります。

このことから、特に経営規模の大きい稲作農家にあつては完全に採算割れとなり、来年以降の再生産のめどが立たない状況にあるものと認識しております。

このような状況下において、当委員会内でも建議書による要請について話合われましたが、青森県市長会や北海道・東北地方知事会が国に対し、米の需給価格安定対策や、農業者の経営安定対策など米価下落対策の緊急要望をすでに実施していること、県においては、農協等の金融機関に対し、これまでの貸付金に対する償還条件の緩和を要請していること、さらには、青森県農業委員大会においても、経営安定対策と経営体支援施策の充実に関する要請を決議しており、これも12月18日に青森県知事に要請するとともに、今後の農政問題等についても意見交換することとしていることから、当農業委員会としましては、建議書による要請を見送ったところです。

今後におきましても、地域農家の代表者として微力ではありますが、行動する農業委員会として活動してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

詳しく述べていただきました。それでは、市長にお尋ねをいたします。

(齋藤律子議員)

市長は、長い間政治に携わってきたんですが、私が一番記憶に残っていることがありまして、2011年1月、これは東日本大震災が3月に起きた年の新年を祝う会での、長尾県議としてのごあいさつで非常に残っていることがあります。

その時は民主党政権でした。政権は変わっても変えてはならないことということで、一つに食糧の問題を上げました。食糧の政策。このこと上げました。

しかし、それからいま、さま変わりをしようとしているわけです。そのことに対しては、長年政治にかかわってきた者としてどのようなことを思っているのか一つお尋ねをします。

○議長

市長。

○市長

2011年のその新年の会で、私はどういうふうな発言をしたかはいま覚えていないんですが、いま齋藤議員言われましたように、その食糧に関して発言したとすればですね、これは国の根幹となる食糧政策そのもの

(長尾忠行)

はきっちりとやはり、国の責任において建議していかなければならない
というようなことを申し述べたのではないかなというふうに思います。

これはもう自給率の向上含めて、食糧、国民が生きていく上において
大事なものは食糧であります。

多分その時、いま考えてみれば、無心不立で心なくば立たずのことに
関して、その食糧も含めて、最後は人との信頼だというようなことを申
し述べたのかもしれないけれど、もし間違っていたらすいません。

食糧そのもの、自給に関してはこれは、国民が食べるだけの食糧をや
はり自国で生産するというのは基本的だというふうに考えております。

ただ、この今回の米の米価のことにしましては、いわゆる国の中に
あって、自給率が低い中であって、米だけに関しては余っている状況の
中で国の制度改革が行われてきました。

このことに対しては、もちろん地域の農家の皆さんが一挙にこれ、い
わゆる農業形態が崩壊していくということは変えていかなければなら
ないことであるとは思いますが、やはりその現状はやはり認識しながら、
その時代に合った改革というのは必要ではないかなというふうに私自身
は考えてます。

不易流行という言葉をお聞きかと思えます。やはりあの、これ松尾芭
蕉が言った言葉なんです、時代の流れに沿って変えなければなら
ないものと変えてはいけないものがある。そういうふうなことはやはりあの、
それぞれの時代の中で考えて……、いわゆる改革をしていかなければなら
ないことかなというふうに思っています。

ですから、今回の農業改革の中にあっても、米余りの中にあっても、じ
ゃあいつまでも米だけをこう作付していったいいのか。やはり自給率の
向上を図るためには、ほかの作目への転換というのにも必要ではないのか
なという考え方もありますので、そういうなことをもとにしながら、じ
ゃあ転換したときにそのどういうふうな支援の仕方ができるのか。

これは国政の中で、いわゆる農業政策が大きく転換していく中であっ
て、国のほうで考えていただきたいし、また、こちら、地方からも要請
していかなければならないことではないかなというふうに考えてます。

○議長

農業委員会会長。

○農業委員会会長
(古川寛三)

先ほどの回答の中で、青森県知事に要請する日にちを11月18日と申し
ましたが、本来は12月18日です。大変申しわけございませんでした。訂
正させていただきます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

これからの要請というふうにご聞いてたんですが、日にちがちよっ
と1カ月早いのかなと受け取ってはおりましたが、わかりました。

市長はその、国民の主食である米の自給とその価格の安定っていうの
は、やはり政府の責任であるみたいなことをおっしゃったわけですね。
で、やっぱり変えてはいけないものがあると。いろいろ時代が変わって

も。そういう2011年の1月にはお話でした。

それはやっぱり市長の心の中では貫いていることだろうなと思いましたが、その変えてはいけないものをいま変えようとしているわけですね。大きく。

このことでやっぱりその、農業がいろいろ携わるものが左右されていくということで、やっぱりこの米の生産調整に政府が責任を持って、やっぱり水田活用交付金の充実など、米以外の作物の成り立つ条件をこう、抜本的に整える必要があるんじゃないかという市長の発言からも感じました。

ということで、そのつがる市並み、米価の下落に対して、それ以上のやっぱり調整をお願いしたいということに対しては、県とか、その農協とか、国、その動向をみる。その答えはもうすでに初日の提案理由の中で市長が申し述べておりますので、再度聞くのもあれですが、やっぱりこれをぜひ勇気を与える意味でも、なんとか厳しい財政状況の中でも考えていただきたいと思います。

それから農業委員会は、行動する農業委員会として頑張っていくんだということでありましたが、やはりあの、いままでお願いし、こちらが思っていることはすでに全部行ってきていることに対しては、敬意を表したいと思います。

ただ、やはりその、青森県の農業委員会の大会で、全体として上げたわけですが、やっぱり独自でも上げてもなんら差し支えないと。かえって農家を激励するのではないかということを感じました。

このことに対しては、今後も一層の活躍、行動されていきますことをよろしく願いをいたします。

それでは時間も迫っていますので、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、平賀農村環境改善センターの業務委託について、その問題点についてお尋ねをいたします。

平成26年4月1日から平賀農村環境改善センターは、平川市シルバー人材センターに業務が委託され、シルバー人材センターが環境改善センターに移ってきました。

このことをきっかけに、改善センターは利用者から駐車スペースが少なくなり不便を感じるようになったという声や、駐車場所に対し、注意を受けたり利用しにくくなったという声が出るようになりました。

また、駐車スペースの関係で大勢が集う会議など車を置けないので、会場を借りることをためらってしまうなど抑制の声があり、改善センターの利用が狭められる声が聞かされています。

さらに、5月1日からは平賀体育館や平賀ドームへ行くために利用していた敷地内の通り抜けができなくなったため、市民からこれも不便を感じる声がたくさん上がっています。

このままでは改善センターの利用が狭められ、利用者減少にもつながるのではないかと心配をしています。

また、シルバー人材センターにとっても、車や自転車等の置き場所が必要なことから、もっと活動しやすいように対策を講じてあげる必要があると思っておりますが、業務委託をした市当局としてはどのような考えをもっているのかお知らせください。以上につき、市長、答弁をお願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

改善センターの業務委託に伴う問題点についてという御質問にお答えをいたします。

改善センターの駐車場の利用につきましては、これまでもイベントや大勢が集う会議の際には、ひらかドームの駐車場も御利用いただいております。また、逆に、体育関係の大会が開催された場合には、改善センターの駐車場を利用するなど、柔軟に対応してまいりました。

また、改善センターの庭園を駐車場として整備し、11月から約8台が駐車できるようなスペースを設けております。

また、敷地内通り抜けの件につきましては、速い速度で敷地内を通り抜ける車が多く、改善センターやふれあいセンターの利用者及びシルバー人材センター会員が、事故に巻き込まれないための安全対策として通り抜けを禁止したものです。

施設の利用者が減るのではとのことでありますが、今年の改善センターの利用者数については、昨年とほぼ同数で推移しております。今後もこのことは変わらないものと推測されます。

なお、冬期間は除雪の作業に支障を及ぼすため、通行止めを解除いたしますが、雪解け後は利便性と安全性を考えながら検討してまいります。以上です。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

この改善センターのところにシルバー人材センターが入ったということは、これは悪いということではないんです、そういう意味で質問しているわけではないです。

5月の1日から、その平賀ドーム側と体育館側に札が立てられて通行止めになりました。私も時々利用しますので、5月の連休明け気づいてお尋ねしたところ、市長がいまおっしゃったように安全性の問題、それから危ないからということですね。

それからシルバーのこれは要望だということも伺っています。

それからそこは道路ではないと。それは確かにわかります。道路ではないので、通行止めにしたということ、通り抜けができないということなんでしょうけれども、やはりこれまで利用していた方たちは非常に不便を感じているわけですね。

ドームから体育館に行く場合も遠回りする。反対に体育館からドーム

まで行く場合も遠回りする。こういう事態になっております。

そういうことで、この業務委託をしているわけですが、やはりその業務委託というのはまず、平川市長に申請書、借りの場合は改善センターの申請書を提出するわけですね。

ですから、そこだけならいいんですが、やっぱりその駐車をしたい。けどもできない。冬場は体育館側とかいろいろこう、チラシもつくってなっていますが、雪がもらえる場所であったりします。非常にまた冬場は狭められていくわけです。

そして、なによりも体育館とかドームでいろんな行事があった場合には満車です。地域住民からも非常に路上駐車がなくて困るとこういう声も聞かれております。まあそれは、いまの状態からすれば十分察することができるわけで。

空いてるときはどこにでも置けるわけですが、そのやっぱり、借りたときに借りられない。利用しにくくなったという声で、その条例上やっぱりその、業務委託してやっているわけですが、やっぱり条例上にも利用が狭められることには問題があるのではないかと。

24年度の利用件数は239件。25年度は210件。26年度、11月中旬までは138件ということで、同年のいまごろと同じだということではありますが、今後、また伸びて、利用が増えることを祈っております。

改善センターやっぱり飲食ができるということで、借りられる方には、非常にまた便利なところであるわけです。そういうところになってますが、この条例をみますと、平成20年、指定管理者制度が条例には制定されております。

しかし、指定管理者に移行できないわけを、まず、どういうことがあるのかお知らせ願います。

○議長

13番、齋藤律子議員、もう一度質問お願いします。

○13番

(齋藤律子議員)

条例では、指定管理者制度は導入できるということになってはいますが、いまはシルバー人材センターには業務委託という形で行っているわけです。

平成20年に条例が改正されていますから、指定管理者制度導入で改正になっていると思います。

今年の改正は消費税、3月17日、消費税の増税に見合った分の改正だと記憶しておりますので、指定管理者制度がありながらどういうふうにならざるを得ないのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

いまの御指摘のことにしましては、細かな内容の説明が必要かと思っておりますので、担当部長よりお答えさせていただきます。

○議長

経済部長。

○経済部長

(奈良 進)

平川の環境改善センターですが、ここも実は、指定管理について検討したことがあります。ただ、それと同時に、老人福祉センターが非常に危

険な状況になっていると。

多分水回りとかいろんなことも問題だと思うんですが、そのことがあって、総務課を中心に健康センター等と協議して、改善センターがもし移転するとすれば適地じゃないかと。というふうな話があったそうで、指定管理を一年、一年なのかどうかわかりませんが、今回は見合わせようという経過があったということをお聞かせておきます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

指定管理者ができるのに、制度が利用できるよになっているのに、なぜ業務委託で終わっているのかということをお尋ねしたわけです。

○議長

経済部長。

○経済部長

(奈良 進)

指定管理者制度に移行するためにはですね、いろんな絡みがあります。指定管理者をどうやって募集すればいいのか、それから議会の当然議決を受けないといけないし、指定管理のための仕様も固めなければいけません。

そういうふうな時間的な、私も当事者ではなかったものですから詳しくはわからないんですが、そういうふうなもろもろの事情があってシルバー人材センターに委託という形で、今回は管理をお願いしたということだと思います。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

ちょっとあれですが、指定管理者制度がシルバー人材センターでは受けられない何かがあるというふうに私はお聞きしたことがあるんですが、明確な答弁はいただけませんでした。

それで条例の中では、ここ借りる場合は市長に申請書を上げるわけですね。借りるために市長になっています。その中でですね、条例では休館日というのを12月29日から1月3日、定めております。

しかし、実際行ってみますと、休館日という立て看板みたいなのがありまして、お尋ねをしたところ、予約が入ってない時は休館日ということを出すんだそうです。

じゃあこれって本当に適当なのかなとこう思っております。休館日というのは、あくまでもこの12月29日から1月3日までの期間をいうのであって、そのほか予約がない時は今日は予約が入っておりませんか、そういうのの表示のほうが適当ではないかと思えます。

業務委託をするなら、やはりそこらへんの細かいところもきちんとその、ちゃんといろいろと申し合わせてね、やる必要があるんじゃないでしょうか。そしてやっぱり、何かがあったら市役所のどこに、経済部の農林課にお寄せくださいとか、そういうのもしないと、そこに入ってる業務委託を受けてるものと利用者とのトラブルにも発展するわけですよ。

ですから、そういうところはどうなっているのか、もう一度お尋ねします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

まず休館日ですが、12月29日から1月3日までですが、ただし書きがありまして、市長が必要と認めた場合には臨時に休館することができるということになります。それと同時に、5日前までに利用する場合は申し込まなければいけない。5日前までに土・日が申し込まれていない場合は、これはあの、委託ですから、去年までもそうであったんですが、シルバー人材センターから人を派遣してもらって、ここを管理していただいているというふうなことが去年までありました。

当然委託費がかかるわけで、土・日、人が来ないのに委託料払って管理してもらっているということの、そういうことのないようにですね、5日以内までに申し込みがない場合は、休館にするというふうな取扱いをしてきた次第です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

その事情は、申請書は、土・日・祝を除く5日前までに提出してください。これはやっぱりその業務をやるほうでも必要ではないかなと思っておりますが、休館日ということは、市長が認める場合は、それ確かにわかります。しかし、予約が入ってない時は休館日という表現が適切かどうかということをお尋ねしているわけです。

今日は予約が入っておりませんとそういうことになれば、いま冬期は御風呂に行く人もそこ、中を通るわけですから、休館日というとなんかやっぱり見ただけで今日休みなんだ、入ってはいけないんだとこういう勘違いする方もおるかと思うので、お尋ねをしているわけです。

ちゃんと適切な答弁をお願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

御風呂に行く人も通るとのことですが、隣の部長に答弁していただきますが、御風呂も土・日は休みだと思いますが、違いますか。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

それは話の中で、御風呂のことは、いま冬期は通るけども、御風呂のことでは求めておりません。答弁は。隣りに助っ人頼まないでいただきたい。

休館日となるとですね、入ってはいけないというそういうのが思うわけですよ。初めていく人もいるわけですよ。そうなった場合に混乱するのではないかと。これが適切な表現かどうか。

今日は予約が入っておりませんとなれば、この土・日・祝を除くというのは、これはあれですが、御風呂は土・日とか祝日行かないわけですよ。それは利用者の方はわかってるけど、普段のことです。普段の予約が入っていないと、そういう表現だとまずいのではないかと、お尋ねしているわけです。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

齋藤議員からの御指摘でございますが、これは確かに市民の皆さんに休館日という差し支えがあるのであれば、これは業務委託先と相談し

ながら、そういうふうなわかりやすい表現方法ができないものかどうか検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

よろしく申し上げます。

(齋藤律子議員)

4番目の質問は、平成27年度予算編成についてお尋ねをいたします。予算編成方針の中で、市費単独補助金等の見直しについてお尋ねをいたします。

平成26年11月4日、企画財政部長から平成27年度平川市予算編成方針が出され、予算要求に際しては、職員一人ひとりが常にコスト意識と住民への説明責任を念頭に、また、国・県における制度見直し等の状況を的確に把握し、さらなる行政改革を進めることとし、予算要求にあたるよう厳しい通達が出ています。

その中で、市民にとって最も身近な予算が含まれている市費単独補助金等の見直し方針は五つの項目からなり、1. 廃止または減額、2. 統合・メニュー化、3. 補助率・補助基準の見直し、4. 補助期限の設定、5. 補助要綱の策定など、大変厳しいものとなっています。

要求が出そろったころと思いますが、市民要求に沿った形での確な判断をされるようお願いをするとともに、市当局の考え方をお尋ねしたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

平成27年度予算編成方針の市費単独補助金等の見直し方針では、社会経済情勢の変化により実情に合わなくなっているものや長期間固定化して実質効果に疑問があるもの、繰越金が極端に多く計画額と実績額に確実な乖離が認められるもの等に限定して、可能な限り見直しを行うこととしております。

(長尾忠行)

また、市費単独補助金と言いましても、目的や対象、期間などさまざまであり、すべての事業について終期設定による縮減・合理化を図ることで、限りある財源の中において、より効果的な補助金施策を実施できると考えております。

市費単独補助金の中にはまちづくりを支援する補助金、女性や若者の起業や新商品開発を支援する補助金などもございますので、当市の活性化のため、市民の皆様や市内企業にこれまで以上に御活用いただければと思っております。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

市費単独補助金等のことで市長の答弁承りました。3月議会でも、詳しく中身についてはお互いに議論したいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

(齋藤律子議員)

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、5番、工藤輝昭議員の一般質問を許します。

工藤輝昭議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において工藤輝昭議員の一般質問を許可します。

5番、工藤輝昭議員。自席で質問願います。

○5番

議長の許可によりまして、議席番号5番の工藤輝昭です。

(工藤輝昭議員)

それでは、通告に従って一般質問を行います。

1番目の質問は、津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会について。

協議会のことについて、1。2、平成27年3月策定予定の計画について。3、平川市の影響についてお尋ねします。

3市3町2村で、弘前市長を会長に、平川市長は副会長に指名されておりますが、3月25日に発足し、事務局を弘前市保健センター内に設置されております。

お聞きします。平川市においても1名の職員を派遣していると聞いておりますが、この協議会設置の背景や具体的な目的はどのようなものでしょうか。

5月29日の事務局の招聘文書によると、平成27年3月策定予定となっておりますが、あと3カ月ちょっとです。現在の計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

最後に、中核病院が建設された場合、平川市でも相当な財政負担を強いられると思われるが、どの程度の負担になりますか。ほかにどのような影響が想定されるのか、市長にお伺いいたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会、その協議会の設置目的についてであります。津軽地域保健医療圏における地域医療対策は、厳しい財政状況の中、それぞれの市町村が自治体病院や診療所を開設し、あるいは地域内の医療機関と連携し、実施してきたところであります。

一方で、医師不足をはじめ、診療科の偏在などが深刻さを増しており、医師確保については各自治体共通の課題となっております。

これらの課題を解決し、当圏域の2次救急医療を持続させていくためには、圏域内における自治体病院の機能再編成が必要と考え、その推進に向けて、具体的な機能分担と連携方策等を協議検討するため、圏域8市町村による任意の協議会として、津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会を平成26年3月25日に設置したところであります。

次に、平成27年3月策定予定の計画についてであります。協議会で

は、総務部会と医療機能部会の専門部会を設け、中核病院の設置規模・場所・運営方法・費用負担・自治体病院・診療所の再編成や機能分担などについて協議検討を重ね、平成27年3月を目標に再編成計画策定の準備を進めてまいりました。

このような中、本年6月18日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、可決成立いたしました。

この法律によれば、各都道府県が将来における地域の医療供給体制のあるべき姿を、地域医療構想（ビジョン）として医療計画において策定することとされ、その策定期間については平成27年度以降と示されております。

このことについて、県より、当圏域の再編成計画については県の医療構想と整合性を図るよう求められており、現在、県の動向を見守っているところであります。

平川市への影響についてであります。中核病院が建設された場合の財政負担についての御質問ですが、現在の協議の進捗状況は、資料の収集や運営方法等の業務に時間を費やされ、費用負担等の協議が進んでおらず、現時点で、お答えできる状況にはないということをお理解いただきたいと思っております。

また、他にどのような影響が想定されるかについては、いまのところ具体的に明らかではありませんが、今後、再編成計画策定協議の中で検討されていくものと考えております。

いずれにせよ、当市は、2次救急医療を他の自治体病院や民間病院に依存している状況にあり、市民の安心・安全を守るために鋭意努力してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長

5番、工藤輝昭議員。

○5番

（工藤輝昭議員）

5月27日の案件は、再編成計画の構成と専門部会の設置となっておりますが、協議会の会則7条に専門部会を置くとあるが、平川市の専門部会委員はどなたですか。

ちなみに弘前市の専門部会委員は、健康づくり推進課長と弘前市立病院総務課長が総務部会に、医療機能部会に弘前市立病院院長が推薦されておりますが、平川市はどなたか教えてくれませんか。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

（佐藤俊英）

お答えします。総務部会につきましては、私、市民生活部長と健康推進課長が出ています。それから医療部会につきましては、診療所所長が出席してございます。以上でございます。

○議長

5番、工藤輝昭議員。

○5番

（工藤輝昭議員）

紙切れ1枚で次々と転勤するのが我々の宿命です。私も十数回転勤しましたが、派遣の人には辞令を出しましたか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)
○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

派遣については、これまでも派遣について辞令は出しておりますので、辞令を出しております。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

5番、工藤輝昭議員。
任命権者を異にする場合は、丸丸に出向させると辞令を出さないのですか。

○総務部長
(古川鉄美)

辞令を出さないのですか。出すんですか。

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

総務部長。

先ほど答弁いたしました、辞令出しております。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

(「いやいや、内容は」と呼ぶ者あり)

辞令内容ですか。要するにその職名について出向するという辞令ですが。はい。

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

5番、工藤輝昭議員。
へば、給料はどうなってますか。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

給料については、平川市の職員の給料表に基づいて支出しております。

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

5番、工藤輝昭議員。

へば終わりますが、次に平成27年4月から始まる介護保険制度についてお伺いします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の成立により、介護保険法も低所得者の保険料軽減に拡充、②利用者負担の引き上げ、③補足給付に資産を勘案、④特養への入所者制限、⑤介護予防給付の市町村事業への移行の五つをポイントに改悪されたところであります。

当市においても、介護保険法に基づく第6期介護保険事業計画の策定に向け、各種データを分析し、介護保険料の算定にあたっていることと思います。

第6期においては、要支援1・要支援2の方の介護予防通所介護と介護予防訪問介護を介護保険給付から地域支援事業へ移行することにより、介護給付の量が減少する。このことは介護保険料を引き下げる方向に向くと思うが、現段階での第6期の介護保険料の傾向をお聞きしたい。

地域支援事業に移すとなっている要支援1・要支援2は、平川市はどのようなになるのかお聞きしたい。

要支援者のサービスの切り捨てについてお伺いしますが、要支援者を地域事業に移すとなると、保健師の専門的な職種で対応するつもりがあるのかお聞きしたい。はい、終わります。

○議長
○市長

市長。

介護保険制度の改革に伴う介護保険料についてでございますが、介護

(長尾忠行)

保険法の改正により、第6期介護保険事業計画期間中に介護予防通所介護と介護予防訪問介護は、介護給付から地域支援事業の介護予防日常生活支援事業へ移行することとなります。

介護保険料は、第6期介護保険事業計画期間中の介護給付サービスの見込み料、地域支援事業の見込み料等に対する第1号被保険者の人数及び負担割合によって算定されます。

現在、介護給付費全体に占める介護予防通所介護と介護予防訪問介護の割合は約3パーセントであることから、これらのサービスが地域支援事業に移行し、サービスの提供の形が変わったとしても、このことが第6期の介護保険料を引き下げるほどの効果はないものと考えており、むしろ、今後、団塊の世代が介護を必要とする年代に入っまいりますことから、高齢者数は増加し、それに伴い介護給付サービス医療も増加するものと予測をしております。

大変心苦しいところでございますが、第6期においては、保険料の御負担の増加もお願いしなければならないものと考えております。

次に、要支援者サービスの切り捨てについてであります。

要支援者に対するサービスは、従来の予防給付から市が実施する地域支援事業に移行することにより、既存の介護事業所による身体介護、生活援助の訪問介護、機能訓練等の通所介護のほか、NPOや民間事業者、住民ボランティアによる生活支援サービスなど、地域の多様な社会資源を活用したものの中から選択していくことになります。

それぞれのサービスの利用については利用者のニーズを尊重しながら、介護認定状況、身体的精神的状況、家族環境等総合的に判断し、市が決定いたします。

利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

5番、工藤輝昭議員。

○5番

(工藤輝昭議員)

ありがとうございます。今回の法改正では、2015年度から特養老人ホームに入居できるのは原則要介護3以上となりますが、市町村の適切な関与、入所検討委員会の議決を判断しますか。お聞きしたい。

○議長

5番、工藤輝昭議員にお知らせしますが、もうちょっとわかりやすく質問をお願いいたします。もう一度お願いします。いまの質問。

○5番

(工藤輝昭議員)

はい、5番。ありがとうございます。

今回の法改正では、2015年度から特養老人ホームに入居できるのは原則要介護3以上となりますが、市町村の適切な関与、入所検討委員会の議決を判断しますか。お聞きします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

(佐藤俊英)

現在ですね、その特養に要介護3以上の方ということがもられてございますが、これの判断とかですね、具体的な時期、そこら辺、まだちょ

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

っと細かいところが決まってございませんので、いつからどういうふうな形にやるかというのは、ちょっとまだ申し上げられないような状況でございます。

一応そういう案が示されているということは事実でございます。

5番、工藤輝昭議員。

新総合事業がスタートしても要介護認定を受けるのは市民ですよ。自治体が妨害するのは法令違反です。

また、本人の同意抜きにサービスを打ち切るとは結局状態悪化を引き起こし、給付費を膨張させることも参議院厚生労働委員会で6月12日に大臣が答弁しています。

こうした立場を堅持なさるのかお聞きします。

市民生活部長。

○議長
○市民生活部長
(佐藤俊英)

今後、いわゆる新総合事業、これのことかと思えますけども、いままでどおりの予防給付費を受けれる方と、それから新総合事業に回る方に分けられます。

いままでどおりの予防給付費を受けられる方というのはですね、今後はごく一部の方になろうかと思えます。あとすべての方は新総合事業のほうに回ることになろうかと思えます。

そこら辺をですね、どういうふうに判断するか。これも先ほどの答弁と同様にですね、まだ国のほうから具体的に、じゃあどういうふうな線で、こちらはいままでの給付、あなたはこれから総合事業ですっていう、そこら辺のところですね、まだ詳しいところがまだはっきりしていないので申し上げられないというふうな状況でございます。

○議長
○5番
(工藤輝昭議員)

5番、工藤輝昭議員。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長

5番、工藤輝昭議員の一般質問は終了いたしました。

次に、第8席、11番、齋藤政子議員の一般質問を許します。

齋藤政子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

11番、齋藤政子議員の登壇を許可します。

11番、齋藤政子議員、登壇。

(齋藤政子議員登壇)

○11番
(齋藤政子議員)

まさか私のところに来るとは思いませんでしたので。すいません、笑って登壇しまして。失礼いたしました。

今議会の一般質問、8番目になります、議席番号11番の齋藤政子です。

先に通告いたしました2点、1、市道尾崎浅井13号線の行き止まりの解消について、2、白岩まつりの復活についてお尋ねいたします。

はじめに、1、市道尾崎浅井13号線の行き止まりの解消についてお尋ねいたします。尾崎町会の神社や公民館前を通る尾崎唐竹線の道路がありますが、市道尾崎浅井13号線は、尾崎唐竹線とは90度で結ばれました

行き止まりの道路となっております。

また、入口は非常に狭く、3.5メートルしかありません。

入口の改良、すみを切るという意味ですみ切りの改良というそうですが、市道尾崎浅井13号線のすみ切りの改良と行き止まりの解消について市長にお尋ねいたします。

2、白岩まつりの復活についてお尋ねいたします。

白岩まつりは、尾崎町会の尾崎白岩公園で年1回、5月のつつじが咲くころに土日の2日間開催されているまつりです。

第1回目は、昭和63年63白岩つつじ祭、次の年から白岩まつりとなり、昨年まで26年間続いてきた祭りです。

この26年間、地元の団体の1人としてこの祭りに参加してきました。

今日、26年間の資料を持ってきましたが、この白岩まつりとねぶたは地域が一つになれる大事な祭りです。

それがどういうわけか、今年の春突然中止になり、びっくりいたしました。

もう少しでまた祭りの季節を迎えますが、白岩まつりは復活できるのでしょうか。祭りについて、特に白岩まつりについてどういうお考えをお持ちでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

以上、2点につきましてお尋ねいたしました。市長の御理解ある御答弁をぜひお願いいたします。これで壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

齋藤政子議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

市道尾崎浅井13号線の行き止まり解消についてであります。議員御質問の道路は、今年度尾崎町会からも要望があり、私も現地を確認させていただきました。

当路線は、尾崎唐竹線からの入口部分を含めて道路幅員が狭く、緊急車両の通行に支障をきたしております。

接続希望の尾崎浅井18号線までは、約180メートルの延長があり、これを新たに新設改良することによって袋小路は解消されますが、他の地域にも同様の袋小路がありますので、緊急性・必要性を十分調査し、計画的に整備をしていく必要があります。

また、尾崎浅井13号線同様、袋小路状態にある尾崎稻元1号線は、今年で工事が完了する見込みであり、さらに、尾崎浅井5号線については、今年度、測量設計と用地補償を行い、来年度において工事の予定となっております。

議員御質問の路線におきましても、町会及び関係地権者と協議しながら

ら、道路用地に御協力を得られるのであれば、今後、他の地域等の道路計画と調整を計りながら長期総合プランに計上し、検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、白岩まつりの復活についてであります。

平川市観光協会が主催する白岩まつりについては、平成25年度の災害によって遊歩道に多数の被害があり、危険な状態であったため、平川市観光協会と協議の上、平成26年度は休止することとなりました。

遊歩道の崩落箇所については、平成27年度での補修を予定しておりますが、景勝地周辺を優先的に補修し、その後、遊歩道の補修を行います。

祭りを開催する場合は、当然、安全を確保した状態でなければなりません。来年5月下旬の白岩まつり開催時期までの補修完了は困難な見通しとなっております。

このことから、白岩まつりの再開については、平成28年度以降となる見通しですが、実施主体となる尾崎町会や観光協会と協議検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上であります。

(市長降壇)

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

(齋藤政子議員)

市道13号線のほうですが、これは私、だいぶ前に取り上げたことがありまして、行き止まりの改装2本取り上げまして、1本が先ほど市長が言いましたように、それが実施されていますが、このもう1本というのが、これだけが残ったわけです。

当時、これに対しては、全員集まったわけではありませんが、この関係者の人たちといろいろ集まって話しています。

緊急性・計画性とか協力が得られればってば、もっともな話ですけど、それではなかなかやれないような、こないだ説明でも聞きましたけれども。

袋小路でこういうふうに町会から要望出ている路線はどれぐらいありますでしょうか。お知らせください。

○議長

建設部長。

○建設部長

(櫻庭正紀)

もう一つに、まず、概念として袋小路の考え方もあろうかと思えます。そもそも袋小路っていうか、道路が歴史的にそういう状態になっているもの。また、縦横の解消でもって予定をしていたが、その工事ができないがために袋小路になっているもの。市の計画としては全体的な計画を立てていたのですが、途中で何らかの状況により、工事を断念せざるを得なくなったもの。また、その土地自体が非常に複雑な権利関係があり、道路ができる可能性はあるのですが、所有権移転が難しいなどのさまざまな条件があります。

議員御指摘の、町会からの袋小路の解消の要望についてはそれぞれ承っておりますけれども、そもそもそういう状況にある中で解消をとということにつきましては改めた調査はしておりませんので、回答することが

できません。

ただ、こういうふうになってほしいな、こういう状況にあるという地域の方と、また、地権者の方が一致した要望ということについては、先ほど市長が言いましたように、尾崎の2本。それからいま議員御指摘の1本。それから今年度予定の平田森前田線。

それから道路は袋小路にはなっていないんですが、舗装も改良もされていないがために、人が歩くには、車は通行できないという状況などところもございます。

それぞれの町会からは、さまざまな御要望いただいておりますけれども、それぞれすべて重要なものだというふう考えておりますので、市長が答弁しましたように、総合的なバランスも考えながら計画的な財源配分をしていかなきゃならないというふう考えています。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

(齋藤政子議員)

質問の前にそちらの答弁のほう、きんきんきんきんきんきんきんきんきんきんというものが少し直すことができないのでしょうか。何でもきんきんきんきんとするのか。

それでは、第1の市道、こっちもきんきんするのか。市道13号線についてですが、町会からの本数はまず答えられないということでしたので、それはそれでどうしてかなと思いましたがけれども、いいですけども。

協力が得られるのであればということでしたので、ぜひ私、すぐ今年やってください、来年やってくださいと言ってるわけではないので。計画に載せて、その地権者と話合うとか、そういうふうにし少し進んでほしいなと思います。

もうまったくめどが立たないわけではなくて、3.5メートルであれ、あそこすぱつと直角で、非常に入りにくいんです。すみ切りと言うんだって聞きましたけれども。

それもまったく、向こうから出てくる車があれば、もうまったく途中ででもどこでも入り口から途中もまったくだめですし、もう少し何とかできないかなと思って。

先ほど市長が浅井18号線、確かに図面で見ても、尾崎浅井18号線にすぱつとこう抜けるればいいのか。その距離も180メートルということだったので、ぜひこういうふうに進めて、町会や地権者の人たちとも少し……、今年中にやってくださいという要望ではございませんので、計画に、5年計画でも計画に載せてもらえないでしょうかということですので、市長、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

いま齋藤議員から計画の中にとということですが、先ほど部長からの答弁もありましたが、今年度の町会の要望は、来年度に向けての要望箇所つてのは、いまのところ92箇所ございます。

そのほかにまちづくり懇談会でいろいろ話をしてる中であって、危険であるというなことで緊急でやらなきゃならない箇所を入れますと、100箇所以上になるわけであります。

そういう中であって、やっぱり住民の安全・安心というのを第一に考えながら、いわゆる緊急度、重要度を考慮して、今後の計画順を進めて、いわゆる長期計画の中に入れながら組み立てていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長
○11番
(齋藤政子議員)

11番、齋藤政子議員。

はい。前向きに考えて検討するというふうには受け取っていいのか、後で違ったら返事ください。

白岩まつりにつきましてお尋ねをします。

遊歩道の崩落ですか、がとても間に合わなくて来年も白岩まつりもとてもだめだと。

27年度には開けるかなというような答えでしたけれども……、あ、来年27年でしたね。28年の白岩まつりは開けるかなというようなお答えでしたけれども、祭りは1年開かないと本当に復活するというのは非常に難しく、2年も休むとなれば、ほとんど忘れられてしまうというか、非常に困難ですね。大変なことだと思いますけれども。

白岩まつりに対するいままでの予算とですね、観光の部門で聞きますけれども、冬のねぷたのテレビ放送の宣伝費はどのぐらい出ていますでしょうか。比べてみたいので、両方お知らせください。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

そのような資料はここに持ち合わせていないので、後日ですね、商工観光課においていただければ差し上げますのでよろしく申し上げます。

○議長
○11番
(齋藤政子議員)

11番、齋藤政子議員。

確かに、前のときにそういうのを聞くとは言ってませんでしたので、用意してませんかもしれませんけれども。

およそですね、およそでは言えませんか。白岩まつりの何倍かは出てるんじゃないかと思えますけれども。復活、じゃああの違う方法で聞きますけれども、2年休んで復活するとなると、いままでの予算では、祭りを復活するというPRとかもいろいろ必要ですし、非常にだんだんだんだん難しくなってきたなと思えますけれども。

祭りそのものに対してですね、市長の考えが先ほどなかったような感じがしますが、もう一度、御答弁お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

白岩まつりは歴史も伝統もありますし、平川市の誇る観光資源としては非常に大事なものと思っております。

ただですね、いわゆる祭りに来て、いわゆる景勝地である白岩を見に行ったとき、その来られた方が安全な遊歩道等が歩くことができるかどうかというのが大きな課題であります。

昨年度の災害によりまして、本市はかなりの被害を受けました。昨日でしたか、答弁で災害復旧の進捗率も申し上げましたが、林道に関しては、まず、手つかずと言ってもいい状況なのかなというふうに考えてます。

白岩公園の遊歩道、私も見て歩きましたが、かなりの箇所で大きな崩落があります。しかも、メインの白岩のところに上がっていく歩道のところも登り坂が壊れておりますので、あそこだけでも修復しないことには白岩まつりを開催するのはちょっと困難なのかなというふうに考えております。

重要性、いわゆる平川市の祭りとしてのいわゆる自然に親しんでいただく白岩まつり、あるいは志賀坊高原まつり、非常に大切な祭りであるとは認識しておりますが、いわゆる来られる方の安全性というものを重視しなければならないと考えて、先ほど御答弁したような方針になっていることを御理解いただきたいと思います。

○議長
○11番
(齋藤政子議員)

11番、齋藤政子議員。

安全性はもちろんですので、それでは28年度の白岩まつりを開催するのを約束してほしいんですけども。約束すればこれで終わりますけれども、市長、お願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

約束というふうなことでありますが、できるだけ災害復旧箇所を、復旧に努めてまいりたいと思っております。

その上で観光協会や尾崎町会の皆さんと協議をして、安全が担保できるような状況を、もちろん市としては、災害復旧に取り組みますけれど、そういうところを考慮しながらこのまつりの再開に向けて鋭意努力してまいりたいと思います。

○議長
○11番
(齋藤政子議員)

11番、齋藤政子議員。

二つの質問ともあまりいい返事はありませんでしたけれども、一つ目のほうも、なんとか道路のほうもやってほしいですし、白岩まつり2年先と言いますと、いろいろ状況も変わってくるでしょうし、いろんなことがあるかもしれませんが、できるだけ地域の祭りとして、私の祭りとして、復活してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

11番、齋藤政子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩
午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、2番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

○2番
(石田昭弘議員)

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において石田昭弘議員の一般質問を許可します。

2番、石田昭弘議員。自席で質問願います。

9席、2番、新風の会、石田昭弘です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問の内容は、9月議会一般質問に引き続き、平成26年第1回平川市議会定例会で、市長が述べられた公約についてです。

1点目として産業で元気について、2点目として安全・安心・健康で元気についてこれから順番に質問させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

まず最初に、1点目の産業で元気について質問いたします。

9月議会では、6次産業化、商品開発と販売ブランドづくり、PRの強化について質問と、プロジェクト・チームの立ち上げについて提言させていただきました。

月日はまだそれほどたっていませんが、その後の取り組みや進展などがありましたら、市長からお聞かせ下さい。お願いたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長
(長尾忠行)

石田議員には、去る9月議会においてさまざまな御提案をいただき、私もどういう形でできるのか検討させていただくと答弁したところであります。

御質問の6次産業化、商品開発と販売ブランドづくり、PR強化に関する取り組みとしては、10月上旬にそれらを含めたプロジェクト案の機構を整備し、プロジェクト案をつくるための庁内職員による平川市産業の元気プロジェクト検討部会を4回開催して原案を協議したのち、市や農協、商工会の職員を委員とする平川市産業の元気プロジェクト委員会において、プロジェクト事業の検討を行っております。

その検討結果については、私に報告があり、平成27年度以降の予算に反映していきたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番
(工藤竹雄議員)

一問一答式は、1、2つなので、1、2やるんじゃないですか。①、②。

○議長

そのことについて、2番、石田昭弘議員より申し出がありまして、一つひとつの流れで一般質問の原稿をつくってしまいましたのでよろしいですかという質問があり、私がいいということで、許可しましたので。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

休憩。暫時、休憩します。

午後1時03分 休憩

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番、石田昭弘議員。

○2 番

まず最初に、1 点目の産業で元気について質問いたします。

(石田昭弘議員)

①としまして、9 月議会では、6 次産業化、商品開発と販売ブランドづくり、PR の強化についての質問と、プロジェクト・チームの立ち上げについて提言させていただきました。

月日はまだそれほどたっていませんが、その後の取り組みや進展などがありましたらお聞かせ下さい。

次に、産業で元気の②としまして、中南地域農林水産部食品加工研修室取得と運営について質問いたします。

6 次産業化に関連するものとして、平川市文化センターに隣接する県の施設、中南地域農林水産部食品加工研修室を取得する方向で動いている旨を、11 月 17 日の全員協議会終了後に説明をいただきました。

県との交渉が現在進行形であると思いますので、情報開示に難しい面もあると思いますが、取得のねらいと取得ができた場合、いつごろから運営できるのかについて、その見通しをお聞かせいただけますようお願いいたします。

○議長

市長。答弁願います。

○市長

①につきましては答弁しましたので、②の中南地域農林水産部食品加工研修室取得と運営について、御答弁させていただきます。

(長尾忠行)

当市では、県の施設である中南地域農林水産部食品加工研修室を取得する方向で県と調整しているところであります。

取得のねらいといたしましては、当市の豊富な農産物を生産者自ら加工し、商品化することで付加価値を付け、その商品を販売することにより、生産者の所得向上や生産意識の向上を目指す、いわゆる 6 次産業化の推進を図るものであります。

また、当施設は、県が国庫補助により整備した施設であることから、県では、当市の意向を踏まえながら、今後、国と協議する必要があると思いますが、早ければ平成 28 年 4 月からの運営を目指して県との調整を進めてまいりたいと考えています。

市としてはこの施設を利活用し、加工技術の習得及び向上、地域や世代間の交流を行い、農産物や加工品の生産及び販路の拡大を進めて、平川市の元気の実現を図りたいと考えております。

○議長

2 番、石田昭弘議員。

○2 番

ありがとうございます。

(石田昭弘議員)

28 年の 4 月からということでしたので、それまで本当に楽しみにしておりますので、どうぞ前向きに取得のほう取り組んでいただけたらと思います。

また、これに関連しましてですね、6次産業化の最近のよい知らせがありましたので、一つ御披露させていただきたいと思っておりますけれども。

柏木農業高校がありますけれども、11月に民間の夢を応援基金、東日本大震災の影響で就学困難になった学生を応援する寄付つき商品、青森県産品を使った柏農のハヤシパンが期間限定で販売され、大変好評いただいたようです。

将来的には、この施設もまたうまく活用していただきまして、魅力ある、またそういう加工品、商品開発に生かしていただければ本当にありがたいと思っております。

また、先ほど市長もおっしゃってましたとおり、いろんな交流、またいろんなそういう技術の向上にこの施設を活用して行って、平川市の総合的な加工技術、また農産物の、また魅力ある加工からの販売に生かしていただければ本当にありがたいと思っております。

いろんなこう、アイデアを出しながら世代間交流、地域間交流、異業種間交流と、どんどんどんどん深めて行って、本当に産業で元気の旗印となるようなすばらしい施設にさせていただくように、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

県との交渉、これからまだまだあると思っておりますので、ぜひとも頑張っていただければ、応援しておりますのでよろしくお願いいたします。

引き続きまして、2点目の安心・安全・健康で元気について質問させていただきます。

まず、①としまして、集会所の耐震化と改築、避難施設としての機能強化について質問いたします。

近年、巨大災害が頻発しています。本年に入ってから、平成26年豪雪、平成26年8月の豪雨、平成26年8月豪雨による広島県の土砂災害、9月27日の御嶽山噴火、11月の22日には長野県で震度6弱の地震が発生、つい先日も大雪が降りました。また、巨大化する台風や竜巻、突風など、これまでの常識を超える災害が頻発しています。

被害に遭われた方々には、心からのお悔やみと御見舞いを申し上げます。

さて、県防災消防課は11月20日、県海岸津波対策検討会が行った、地震・津波の総合的被害想定調査結果を公表、それによると太平洋側海溝型地震・日本海側海溝型地震・内陸直下型地震の三つを想定、最大で死者約2万5,000人、建物全壊約7万1,000棟の恐れがあるとしました。

災害はいつ、どこで、発生するかも分からない、極めて予測不能なものであるといえます。それゆえに、常日ごろからの防災意識と災害対策は欠かせません。

その意味で、身近にある集会所施設は、市民の安全・安心、命を守る拠点、避難所としても重要な施設として位置づけられると考えます。

そこで、9月議会での工藤議員の質問に関連した内容にもなりますが、

平川市の集会施設の現状について質問いたします。

まずは、9月の答弁で耐震診断は必要であると述べていましたが、集会所の耐震診断の進捗状況を教えていただきたいと思えます。

また、集会所の耐震診断には、合わせてどれくらいの経費がかかるのか合わせてお聞かせしたいと思えます。

さらには、耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合の経費負担はどうなるのかも合わせてお聞きしますので、よろしく願いいたします。

また、次に、安心・安全・健康で元気より、②短命県返上に対する平川市の取り組みについて質問いたします。

5年ごとに公表される2010年都道府県別生命表では、男女ともに青森県は全国最下位になりました。中でも、平川市の男性は、市町村別平均寿命・下位順位7位の76.7歳という不名誉な結果となりました。また、女性も85.4歳と全国平均を下回っています。

そこで、質問いたします。平川市はなぜ短命なのか、その原因についてお聞かせ下さい。

また、それに関連しまして、対策についても苗生松・西の平でのまちづくり懇談会でも答弁されていましたが、短命市返上の大事な取り組みと言えますので、対策と取り組みについても合わせてお聞きしますので、よろしく願いいたします。

さらに、安心・安全・健康で元気より、③小・中学校の健康教育の取り組みについて、市長並びに教育長に質問いたします。

この短命に関しましては、根本原因が生活習慣や健康に対する意識の低さが背景にあるとするならば、大人もさることながら、より早い時期から、つまり、子どものときから教える必要があると思えますが、小・中学校での取り組みについてお聞かせください。

また、対策といたしまして、主に体育・食育を中心としたものが、現在、行われていると思えますが、ヘルスリテラシー、健康教養・健康を決める力と訳されますが、健康情報を得て理解し、評価し、意思決定して、適切な行動に移す能力が子どもたちに向上させる教育が必要であると考えます。

この点に関しまして、具体的に、黒石市の中郷小学校で短命返上の新たな試みとして、弘前大学と共同で、教授が教諭と一緒に健康全般について系統立てて授業する取り組みが、10月27日から12月1日まで5回行われました。また、黒石高校看護科の教諭、生徒らとの授業も11月18日に行われたと聞いています。

平川市もこのような事例を参考に組み立ててみてはどうかと思えますので、教育長から御答弁をお願いいたします。

最後になりますけれども、平川短命市返上のために、市民の健康意識向上を図るために、宣言や標語・スローガンなどを掲げる予定はありま

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

したら、市長からぜひお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

市長。

石田議員の集会所の耐震診断進捗と経費についての御質問でございますが、新耐震基準以前に建築された集会施設や地区公民館に係る耐震診断については、現時点で4施設が実施済となっており、いずれも耐震性をクリアしていない状況であります。

そのほか、耐震診断が必要と考えられる集会施設は15施設あることから、平成27年度から3年間で診断を実施することを検討しております。

診断費用については、15施設で約2,400万円と見込まれております。

次に、補修工事の経費負担についてであります。耐震改修費用については、他の市有施設と同様に市が全額負担するものと考えております。

次に、短命県返上に対する平川市の取り組みについてであります。

平川市が短命である原因といたしましては、40歳代から60歳代の若い世代の死亡率が高いことが挙げられます。その背景には、三大疾病と言われるがん、心疾患、脳血管疾患で亡くなる方が多いことが挙げられます。

人口10万人あたりの死因別の死亡率を全国と比較すると、がんは、当市は1.19倍、心疾患が1.29倍、脳血管疾患が1.37倍となっており、すべての疾患において、全国平均を上回っているのが現状であります。これには、喫煙や多量の飲酒、そして運動不足、食生活など、いわゆる生活習慣が起因しているものと考えております。

もう一つは、自殺者が多いことがあげられます。理由の多くは、健康問題や経済問題などの社会的要因により心理的に追い込まれ、うつ病などの精神疾患を発症していることなどが言われております。

当市では、うつ病対策等により自殺者数は減少傾向にありますが、自殺の死亡率は全国の1.86倍であり、依然として高い状況にあります。

以上、申し上げましたとおり、当市の平均寿命にはこの二つが大きく影響していると考えております。

次に、短命市返上のための取り組みについてであります。

短命市返上のための対策としましては、生活習慣病の発症と重症化の予防、そして自殺予防の二つが重要であると考えております。

まず、生活習慣病の発症と重症化の予防に関する取り組みとしましては、特定健診を受診されたすべての方に、健診結果の説明と食生活や健康に関する情報提供を行うなど、生活習慣の改善に向けた支援を行っております。

また、今年度からすべてのがん検診を無料で実施しており、受診しやすい環境を提供し、受診率の向上を目指すとともに、がんの早期発見に努めております。

さらに、市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康力アップ講

座などの健康教育事業を展開しておりますが、今年度からは健康づくりに取り組む町会を対象とした補助事業を実施しており、健康づくりに関する意識の向上を図ることとしております。

次に、自殺予防に関する取り組みといたしましては、県立保健大の協力のもとで実施しているうつスクリーニング事業や、自殺予防講演会、傾聴サロンのほか、各種相談事業により、こころの健康づくりに総合的に取り組んでおります。

今後も、この二つに重点を置いた取り組みを継続しながら、短命平川市を返上することで、短命県返上に貢献してまいりたいと考えております。

短命市返上のために市民の健康意識の向上を図る宣言や標語、あるいはスローガンを掲げるなどの予定はあるのかというふうな御質問でございますが、市では、短命市返上のための取り組みとして、各種検診の無料化や自殺予防対策などの取り組みをしていると先ほどのところで答弁いたしました。やはり健康づくりは、市民自らが生活習慣を見直し、自分の健康は自分で守るという健康に対する強い意識を持つことが大切であると考えております。

このことから、健康寿命を青森県一を目指すとか、そういう健康づくり宣言を行い、市民の健康意識の向上に努めてまいります。以上でございます。私からは。

教育長。自席で答弁願います。

石田議員の小・中学校の健康教育の取り組みについてお答えいたします。

教育委員会では、児童・生徒が心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、健康教育の充実に努めているところであります。

とりわけ、短命県の原因となっている飲酒・喫煙、偏った食事や運動不足など生活習慣に起因する、がん・心疾患・脳血管疾患といった生活習慣病に関する教育につきましては、小・中の教科、体育、保健体育において、生後からの生活習慣と深い関係があること、正しい知識を持って健康的な生活習慣を身に付ければ予防につながること、そして、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活が大切であることなど、教科書を中心に指導を行っております。

また、児童生徒が自ら健康を大切に管理し、改善していく資質や能力を育成するため、学校歯科医による歯磨き指導をはじめ、学校薬剤師等を講師とする喫煙・飲酒防止教室の開催、栄養教諭や学校栄養職員による食の指導、日常的な委員会活動として生活リズムのチェックを行うなど、基本的な生活習慣の確立を図るとともに健康の保持増進に努めております。

さらに運動習慣の定着を図るため、体育の授業はもとより、休み時間を利用したマラソンや縄跳びなどに積極的に取り組ませております。

○議長

○教育長

(柴田正人)

今後とも、児童生徒が主体的に健康づくりに取り組めるよう健康教育の充実に努めてまいります。

次に、ヘルスリテラシーの向上につきましてであります。

本市の全小・中学校では、いま答弁いたしましたとおり、さまざまな取組みを通して、発達段階に応じた健康教育が行われております。

議員御指摘のとおり、平川市の児童生徒が心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、健康に関する情報を適切に利用し、健やかに生きていくための力、いわゆるヘルスリテラシーの向上が図られるよう、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

弘前大学との連携につきましては、現在、弘前大学教育学部・医学研究科との地域連携協定締結に向けて準備を進めているところでございます。

例えば、その連携事業の一つとして、ヘルスリテラシーの育成向上を図ることにつながるものと考えております。健康教育に関する講座の開催を提案するなど、弘前大学医学部の中路教授の協力を得ながら、平川市小・中学校における健康教育の充実に図り、短命県返上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

(石田昭弘議員)

集会所の耐震化と改築について、さらに質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど、耐震化に対しては4施設と、また、あと15施設が、これからまた耐震診断を行っていくとありましたけれども、いずれにいたしましても、耐震診断から発生する根本問題としましては、耐震補強が必要な集会所はいずれも築年数が古く、老朽化した施設であり、他の災害にも弱いと思われま。

耐震補強に経費がかかり、いずれまた建て替え等という問題が発生するのであれば、改築したほうが長期的にみてメリットがあると考えますが、この点に関しましての市の御見解をお聞きいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

改築したほうがメリットがあるんじゃないかというような御発言というか、御質問でございましたが、基本的には、15施設の耐震診断を実施したのちに、耐震改修、または改築を実施することを検討しております。

実施にあたっては、実際に管理されている町会の方々の意向を確認した上で、耐震改修を行うか、改築を行うか検討してまいりたいと思いま。

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

(石田昭弘議員)

はい。改築を含めた集会所のあり方については、合併以前の状態であったものが、最近、平川市としての統一した考え方、新たなガイドラインの前提となる基準案が示され、いまおっしゃったように、町会との兼ね合いとかも含めながら進めていくようなたたき台が示されたと同って

おりますけれども、今般の災害が非常にこう多発しておりますし、また、いつ、何どき起こるかもわからない、期間的な余裕もありますので、できますれば、耐震補強に対しての、また、耐震診断に対しての時間と経費がかかるのであれば、その時間を短縮して、より早く防災対策の一環として、できれば市が主導して改築すべきだと思いますけれども、改めてお話を聞かせていただければと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

市の指導で改築するべきというなお話でしたが、集会施設の管理及び建築等の取り扱い基準については、合併後の平成18年に旧3町村の基準を統一し、建物の建築や修繕に係る、市と町会との負担割合を決定し、運用されてきたところであります。

今回、耐震性の問題や老朽化による将来的な施設への、更新への対応をするため、特に建物の建築に係る町会の負担を軽減することを検討しており、先般、そのたたき台を各行政委員の方々に説明し、現在、御意見を伺っている状況にあります。

その際、耐震改修または改築を長期的な計画で行う旨についても御説明しておりましたが、改築の場合は、町会負担が発生するので、町会と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

(石田昭弘議員)

先般、「新市建設計画」の変更について説明がございまして、合併特例債の発行期限が10年間延長とこのように伺わせていただきました。

また、まちづくりの基本目標に、災害に対応した安全・安心で快適なまちづくりを進めると盛り込まれており、避難所となる集会所と明文化されておりますので、この文脈から推測しますと特例債の活用もできるものではないかと思えます。

市が一括負担で進めていくのが私は望ましいと思えますけれども、すいませんけれども、いま一度この点についてお話しいただければと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

特例債活用による改築費用というふうなことでございましたが、今回の集会施設の耐震改修または改築については、市として、財源のあるなしにかかわらず、財政状況を踏まえて長期的に対応していかなければならないものと考えております。

合併特例債をはじめとする有利な財源の活用も視野に入れながら、改築とリフォームにつきましては町会から一部負担をいただきますが、事業費の大半は市で負担する必要があると考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

(石田昭弘議員)

ありがとうございます。

いままでこの基準が明確でなかったもので、町会のほうも非常に心配し

ておりますけれども、ある程度の基準が定まったということでは喜んでおられました。

ただ、できますれば今後の少子高齢化、また人口減による財政の困難等も考えられますので、今後、ますます時間が経過していくと、町会の負担というのなかなかこれも難しい状況にあると思いますので、優先順位を決めて明確に的確に運用していただいで、町会の皆様方の防災に対する安全・安心をぜひとも努めていただければありがたいと思います。

また、これに関連しまして、防災の機能強化について、一点、また御確認させていただきます。

町会を単位とした自主防災組織には、平川市自主防災組織育成事業補助交付金によって、防災資機材が購入し、集会所に備えてありますが、災害発生時によりスムーズに防災資機材を活用するためには、誰でもが分かるような場所、明確にこう置かれている必要があると思います。

また、そのためには専用の部屋なり、ないしは防災倉庫があることが望ましいと思いますので、この点に関しまして市のお考えをお伺いしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

先ほど、いわゆる負担に関しての話でございましたが、昨日、工藤議員にもお話をさせていただきました。11月7日、各町会のほうに御説明した中であって、いままで現行が、町会負担100パーセントであったのが、改正案として1300平米まで、これ土地取得に関してであります。半分に済むと。いままでは全部町会で土地を取得して、そこに建たさせていただくという、半分にするというようなこと。

それから建物に関しては、大体いままでは町会負担が30パーセントから60パーセント。これは町会の規模によって負担割合が違っておったわけですが、例にいたしますと、200所帯、6,000万の施設を建てるというようなこととなりますと、市が60パーセント、3,600万。町会が40パーセントの負担で2,400万。1世帯あたりにすると12万ぐらいとか。場所によっては6万ぐらいで済んでいるところもあるんですが、それぐらいの負担がいままでは必要でありました。

今回の見直し計画でいきますと、町会負担、これ300平米までであります。町会負担が1世帯あたり1万5,000円。さらに、2町会、3町会一緒になって施設を建てる場合は1万2,000円、1万円というふうにごう、町会負担を減らしていくということで提案をさせていただいておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それから、先ほどの質問の機能の強化についてであります。平成24年度から県市町村振興協会のコミュニティ助成金を活用し、既存の集会所等へ防災倉庫の整備を行っております。

今後もこの助成金を活用できるよう町会と協議をし、県市町村振興協会のほうへ要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長
○2番
(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

昨日より複数の方が取り上げておりましたが、来る近未来は、少子高齢化というよりは、極端な人口減少と高齢化社会となるとみられております。

増田寛也編著「地方消滅」の全国市町村別・将来推計人口によると、平川市は2010年を定点として、2040年には若年女性人口の減少が5割を超える消滅可能性都市にあたり、総人口も2010年3万3,764人が2040年には2万1,624人、今後、26年で1万2,140人も減る、このような試算が示されております。

この人口減少に比例して市や町会の財政の悪化等も考えられますし、その意味では、将来、先ほども述べましたが、防災に関してのハード面の強化、これも立ち行かなくなる可能性がありますので、いまがそのいい時期かなと思いますので、いろんな状況あると思いますけれども、町会との、また人との関係を深めつつも、早め早めに進めていただければ結構でございます。

そしてもう1点が大きな課題として、地域における問題点は、共助、助け合いの精神、これが大分希薄になってきている状況にあると思います。

生活様式の多様化、核家族化、単身世帯の増加などで、さまざまな要因で、親密な人間関係が希薄になってきております。現実に町会活動、また、消防団活動にも影響が出てきていると言われておりますので、子どもころから、自主防災に対する学習や、また、地域社会とのつながり、むすびつき等を教えて、またこの点を深めていく必要が非常にあると思います。

いずれにしましても、身近にある集会所は、今後、ますます大事になってくると思います。

いざ何か災害あった時には、遠くの避難所よりは近くの集会所が非常に大事ですので、どうかこの点、さまざまなコミュニティ活動の場としても当然ありますけれども、身近な災害における避難所としての重要な施設となりますので、将来の安心、また、安全、市民の方々の不安を取り除いていただくためにも、長期的な視点を踏まえつつ、できますれば早め早めの対応をぜひともお願いしたいと思います。

これについて、この点に関しまして、また少し市長からお話を聞かせていただけたと思いますのでお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員からお話がありましたように、これから人口減少社会が続いていくわけであります。

ただ、増田寛也さんがお示した消滅可能都市に関しては、このまま手をこまねかなければといいますが、全然現状のままで進んでいくと、2040年には青森県も40市町村のうち35市町村が消滅可能都市である。

それは消滅可能都市といっても、いわゆる20代から30代の、いわゆる結婚して子どもを産む年齢層の人が半減するというようなことで、そうなるとう滅可能になるというような形で、消滅可能都市という言葉が使われておりますが、平川市といたしましても、そういうことにならないように子育て支援とかさまざまな手を考えておりますし、いま予測の中で行けば、2040年、いまより1万人強減るといような予測は私も見て知っておりますが、そうならないような施策を、今後、また続けていかなければならないと思っております。

それから、そのための防災施設の拠点に関してであります、これは議員おっしゃられますように、非常に大事だと思っておりますので、できうれば、これあの、長期計画の中で進めていかなきゃなりません、まず現在、耐震基準をクリアしていない施設が4施設あります。ここを先にやっぱり耐震改修していかなければ、あるいは改築していかなければならないのではないかなというふうに思っておりますし、来年度から実施できます残り15施設につきましても、やっぱりそれぞれの町会と相談をしながら、改築がいいのか、あるいは耐震改修がいいのか、その辺、これ経費も町会負担も出てくる、負担軽減を図ってますが、出てくることでもありますので、その辺のところを検討しながら協議しながら、早め早めに対応を考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

○2番

(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

ありがとうございます。

市民の方、町会の方々もこの点に関しましては非常に心配しておりますので、ぜひとも取り組みのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、人口減に関しましては、これに合わせて先ほど述べた短命市返上、これもまたかかわってくると思ひますので、子どものころからの教育、これしっかり行っただけければ結構だと思ひます。

これに関しましては、弘前大学大学院医学研究科長の中路重之教授が、新聞でもおっしゃってましたし、先ほど教育長のほうからもお話しありましたけれども、「短命返上のためには、学校、職場、地域の三つの取り組みが重要。鉄は熱いうちに打てというように、子どもの時にきちんと教える必要がある。少しでも教養があると将来違う」と強調されておりますので、また、「児童が授業を家庭で話すことで、家庭の意識改革にもつながる可能性があり、子どもを足がかりとした幅広い効果も期待できる」とありますので、これもまた一つの、今後のその減少化社会の歯止めになって、健康で健やかに育って行って、また、地域に貢献する人材が増えることによって、また、産業が活性化し、人口が増えていく方向に向かっっていくと思ひますので、この点もまた取り組みをお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、私、この短命県に関しまして、ネットを調

べたところが、こういうものがアップされていました。

ネットに、一日一個のリンゴは医者知らず。これは、有名なヨーロッパの例えでございますけれども、これを用いて青森県では空言、そらごとであると。リンゴ生産2位で長寿の長野県では至言であると、このように載ってありました。

非常に、これを見て残念で、また悔しい思いをしました。

ぜひとも短命市返上して、市長が願われる元気な平川市、健康で元気、長寿で元気、そして青森県一の長寿市としてますます平川市が産業でも、人材でも、スポーツでも、いろんな面で元気になっていくことを心から希望いたしまして、私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長

2番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

14時まで休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10席、7番、小野敬子議員の一般質問を許します。

小野敬子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

小野敬子議員の登壇を許可します。

7番、小野敬子議員登壇。

(小野敬子議員登壇)

○7番

(小野敬子議員)

一般質問第10席、議席番号7番、小野敬子でございます。

最後となりました。皆様お疲れかと思っておりますが、少しの間よろしくお願いたします。

最初に、平川市における文化財の保存についてであります。

現在、市内にある文化財は、国指定が2件、無形文化財も含めて県の指定が9件、市の指定となっているものが、歴史資料、美術工芸品、考古資料、有形・無形民俗文化財、史跡記念物を含めて75件となっております。そのほか、国の登録有形文化財が40件、国の記録選択無形文化財が1件あります。

文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民の財産であります。

歴史・伝統・文化などの理解に欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであり、その適切な保存、活用を図ることが極めて重要であると思っております。

今回、私が取り上げるものとしては、市の保護も指定もされていない、それぞれの地域で住民にひっそりと守られてきた奉納絵や絵馬のことであります。

どこの地域も、その土地なりに古い歴史を持ち、絵馬、奉納絵は住民の願いや祈り、感謝をこめてつくられ、神社に祭られています。

現代のようにお金さえあれば何でも買える、病気になれば医者が治してくれる時代とは違い、神に頼るしかない、そういう信仰の深さも感じ取ることができます。

古来から馬は神様の贈り物として、奈良時代には生きた馬、神馬を神社に奉納していました。神様への誠意の証が馬だったのであります。伊勢神宮、住吉大社などでは、いまも神馬が見られ、境内で飼育されています。

ところが小規模な神社では馬の世話が難しく、また高価であり、奉納する側にも大きな負担となるので、その代わりとして次第に木や紙、土でつくった馬の像で代用するようになり、さらに板に描いた馬の絵となり、それが伝えられるようになったのだということでもあります。

平川市内における絵馬、奉納絵は名のある絵描きが数多く描いており、郷土の文化財として大切に保存していかなければならないのではないかと思います。

各集落にある神社のたくさんの絵馬、奉納絵の中から変わったものを挙げてみます。

平賀地区の石郷というところは縄文の里として有名であり、発掘によるヒスイの勾玉などの出土品によれば、縄文後期末から晩期前半だと言われております。その石郷閻魔神社に奉納されている孝行和讃の図というのは、貧しい暮らしの中で人道倫理が諭されていると言われております。我が子を差しおいても老婆に乳を与えている若妻の絵で、子どもより親を大切にしなさいという仁徳的な教えなのだそうです。

また、小杉の月読神社にある二股大根の図は、大黒様が二股大根に着物を着せた女人をのぞいていて、傍らには白ねずみがいます。毎年、秋の大黒様の日に二股大根や黒豆を供えて、豊作に感謝したというものであります。白ねずみは神の使いで、多産の子宝祈願であり、どの絵にもしっかりといわれがあるのです。江戸時代の絵師、葛飾北斎の絵にも二股大根を担ぐ男の図があったそうです。

また、新屋八幡宮には1メートル掛ける3メートルの大きさに源義家の絵馬が奉納されております。

さて、このさまざまな絵馬や奉納絵を保護、保存していかなければならないのは言うまでもありませんが、この文化財を活用して地域の歴史を学ぶことによって、子どもたちは自分の生まれた土地に誇りを持ち、地域への思いもまた違ったものになるのではないかと思います。

何千年という目には見えない時間の流れの中で、確実に存在した私たちの歴史を物語る絵馬や奉納絵をきっかけに、自分という大切な存在を自覚することにもつながり、命の尊さに目覚めることになるのではないかと思います。ぜひ郷土の文化財を教育に生かしてほしいと思います。

さらにもう一つの提言として、このようなどこにもないような変わった絵馬や奉納絵めぐりの企画は、大きなイベントとは違った静かな観光にもつながり、地域活性化を図ることも可能なのではないのでしょうか。

今回は平賀地区のほんの数件を例に挙げましたが、碓ヶ関地区、尾上地区にもたくさんの埋もれている文化財があると思われます。ぜひ掘り起こして保存、そしてどんな形ででも地域の活性化に生かしてほしいものです。

以上、申し上げました、指定のない絵馬等の文化財へのこれからの対応について、地元文化財の教育への活用、さらに文化財活用の静かな観光について、市長、教育長の考えをお聞かせください。

次に、平賀総合運動施設整備事業についてであります。内容につきましては、周囲等の植樹についてでございます。

平成23年11月、当時の議員を含む11人で、平川市の活性化を考える会を発足しました。子どもたちに夢のあるふるさとを、そして誰もが誇りの持てる平川市のためにという目標を掲げ、平川市のシンボルツリーを普及するというものであります。

そしてその事業は、24年度の地域経済活性化応援プログラム補助金事業に採択していただきました。パンダ並の珍しい花木であるハンカチツリーの咲き乱れる、世界に例のないまちづくりを目指したものであります。

これにより、平川市は全国からの訪問者が増え、商店街は活気を増し、農業生産の多様化や多くの経済効果による平川市の活性化が図られるというものであります。

ハンカチツリーは、白い大きな花びらがハンカチが舞うように見えることから名付けられ、ハトが舞うようにも見えることからハトの木とも言われております。

寒さに強く、病害虫の発生も比較的少ない大型の花木で、花の期間は3週間と長く、平川市では桜のあとの5月中旬後半から咲き始めます。

植樹から開花まで早生種で、2年から3年、普通種では10年以上かかります。開花までの期間が長いこともあってか、全国的に見ても1箇所には数多く植えられているというところはほとんどありません。

唯一、弘前の植物園に10本ほどありまして、桜が過ぎてからハンカチツリーの花を見るために、遠くから公園を訪れる人も年々多くなっているようであります。

私たちがシンボルツリー普及事業として最初に子どもたちにも知ってもらいたいということで、24年9月、市内の小・中学校へソノマという早生種とダビデアという普通種を1本ずつ、教育委員会の協力のもとで配布いたしました。翌年の春、早生種であるソノマの開花があり、ハンカチツリーの花が咲いたよとの学校だよりでの報告もありました。私たちは10年後、20年後のまちづくりを目指して頑張っているのですが、幸

いなことに市内に住んでおられる元柏木農業高校の先生をされていた白木五美先生と、中学校の校長先生をされていた大光寺にお住まいの大川俊雄先生から、成木を1本ずつ寄贈していただきました。めったにない花木なので、大変にありがたいことであり、感謝しております。さっそく24年10月、植栽の許可をいただいた中央公園に2本植えることができました。

25年5月に庁舎前への植樹、健康センター、文化センター、ひらかドームへの通路沿いにも、そして11月には白岩森林公園に早生種と普通種を5本ずつ、志賀坊高原にも同じく5本ずつ、町会長の許可をもらい、町会の観光協会の協力のもと、植樹が終わりました。尾上地区でも10人ほど成木に近いものを植えているという話も聞いております。

ハンカチツリーロード網の実現ということで進めてきたのですが、まとまって植樹する場所はないものかと思っていた矢先、総合運動施設整備事業につきあたりました。ぜひ結びつけることはできないものかと思い、提案をしてみようということでもあります。

将来は運動公園と呼ばれることになると思うのですが、陸上競技のコースとか、野球・ソフトボール、また、駐車場のスペースを除いた広場や癒しの空間みたいなスペースも恐らくはつくられると思うので、そのような場所にぜひハンカチツリーを植樹していただけないものでしょうか。

何度も言いますが、開花までの期間が長いこともあってか、全国のどこにもハンカチツリーの咲き乱れている公園はありません。

ただ、先日、職員との話し合いの中で花びらが大きいので滑りやすいかもしれないと、それは私の意見で言ったのですが、そのあと弘前の植物園のほうへお聞きしたところ、開園して30年以上になりますが、花びらが原因で滑って転んだという話は、一度も聞いていないということでした。

このことに関しては、何もコースの上に花びらが落ちるほどの近くに植えなければいいわけですので、植える場所さえ考慮していただければ問題はないかと思えます。

いまからですと、開花まで十何年かかるかわかりませんが、ハンカチツリーを求めて全国の人が平川市を訪れることを夢にみております。また、その一角では、農家のお母さんたちがつくった手づくり加工品が売られています。ハンカチまつりがあるかもしれません。ハンカチクッキーが売られているかもしれません。

恐らくは、私もこの世にもういないかもしれませんが、長い時間をかけた地域づくりもまたいいのではないのでしょうか。

来年は成木3本と早生種のソノマの開花が市内の数箇所で見られることと思えます。話題性のあるハンカチツリーでの地域づくりについて、市長の前向きな御意見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

(小野敬子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

小野敬子議員の御質問のうち、平賀総合運動施設整備事業の周辺への植樹についての御質問にお答えをいたします。

御質問の第2期平賀総合運動施設整備事業の周囲等の植樹についてでございますが、現在の計画ではケヤキとコナラの広葉樹を合わせて16本植樹する予定で進めております。

樹種の選定理由といたしましては、ひらかドーム周辺の第1期工区と調整を図ること、施設の良い環境づくりと、利用者に対する休息時の木陰づくりに配慮したものであります。さらには、落葉による各競技への影響や肥培管理等を考慮して、樹種を決定いたしました。

御要望のハンカチツリーにつきましては、とても珍しく涼しさを感じさせる木であることから、現在、競技場と隣接しないひらかドームの前面道路に15本植樹しております。また、今年は、碓ヶ関道の駅にも15本ほど植樹させていただいております。

議員御質問の第2期工区への植樹についてであります。この将来的にハンカチツリーの木が成長して、葉っぱや花が落下し、各施設の利用者が、議員は滑らないというお話でありましたが、滑るといいますか、いわゆる外周はランニングコースに予定しております。

ですから、走った場合、影響が出る可能性があるというふうなことで、現在、施設管理等の影響等も心配されますので、計画の中には組み入れてはならないので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

なお、ハンカチをシンボルとした長い時間をかけた地域づくりに関してでございますが、私もこの珍しいハンカチツリー、これを平川市のシンボルの花として、将来的にそういうふうになればいいのかなというふうには考えております。

ですから、平川市の活性化を考える会の皆さんが進めてまいりましたハンカチツリーの植樹に関しましても賛同をいたしておりますし、これからも、例えば中央公園にも植えておりますが、中央公園も木が大きくなりまして、間伐をしなきゃならない、する予定でもあります。

そういうあとにまたハンカチツリーを植えることができないのかなとか、さまざまな形で平川市の、いま議員御指摘のように、小・中学校へも植えておりますし、今後とも植樹を進めながら、平川市に行ったらハンカチツリーの花が見られるというそういうふうな、将来的に地域のシンボルの花になるように進めていければなというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長

教育長、自席で答弁願います。

○教育長
(柴田正人)

平川市における文化財の保存につきましてお答えをいたします。
市内には長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化財が数多く残されており、議員御指摘のとおり、現在、国によるもの2件、県によるもの9件、観音絵馬など市によるもの75件が文化財に指定されております。

内容は有形文化財、無形文化財、民俗文化財などがあり、国指定名勝盛美園のほか獅子踊り、絵馬などが指定を受けております。

教育委員会としましては、国庫補助事業を活用し、文化財所有者への支援を行うほか、展示、体験学習、見学会、講座を開催し、歴史や文化財により関心を持ち、地域を愛する心を育むことに努めるほか、小・中学校におきましては、社会科、道徳、総合的な学習の時間等としまして、長い歴史に生まれた絵馬や奉納絵など地域の貴重な文化財を学ぶとともに、郷土の歴史、文化の価値を理解し、郷土に誇りを持ち、新しい時代を主体的に切り開く人づくりに努めてまいりたいと考えております。

隠されて指定されていない、隠れて埋もれている絵馬など、奉納絵など、地域には未確認、未調査の貴重な古い資料がまだ残されていると思われしますので、引き続き情報収集、調査を行い、内容等の詳細を確認した上で、平川市の貴重な資料の保護・保存に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○7番
(小野敬子議員)

7番、小野敬子議員。

7番です。まず、文化財のほうから。

教育長、答弁ありがとうございます。やはりあの、自分たちの住んでいる地域のことを知るということは、考え方とか生き方には多少影響があるのではないかと思います。

いま、こうなんか、あまりにも早く流れている時代の中で、地域の文化財をきっかけに落ち着いた考え方を取り戻すきっかけにもなってほしいと思います。

文化財から飛躍しますけど、先生方がその土地に赴任した時、まずはその土地について勉強して、それを踏まえて子どもたちに接していただければ大変うれしいと思います。

忙しい先生方にそれもこれもいろいろ注文ばかりつけるんですけど、これも、これから歴史をつくっていく子供たちのためなので、なんとかよろしくお願ひしたいと思います。

子どもたちと一緒に詳しい人の絵馬講座っていうか、出前の授業も可能かと思いますので、ぜひそういう地域、自分たちが生まれたところの歴史を、まず子どもたちに教えてほしいと思います。文化財のほうはこれで終わります。

ハンカチツリーなんですけど、なんか少しがっかりしてしまいました。

昨日の工藤議員さんの答弁にも、住民の力と行政の力を合わせて頑張らなければならないという市長の答弁がなんかそこであったんですけど、

住民がここまで頑張っていることに対して評価はしてくれてると思うんですけど、なんかもう少しこう、行政側として協力できないものかなと思います。

地域住民が平川市をなんとかしたいと頑張ってるのに、なんか最初からやれない、やらない理由がこう出てきてしまったような気がしてとても残念です。

やろうと思えば運動公園のすべてに、滑る危険性とかそういうものでもないと思いますので。桜とかも植えるんでしょうかね。落葉は全然植えないつもりなんですか。もう少し答弁お願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

先ほど御答弁いたしました。樹種に関しましてはケヤキとコナラで、ケヤキを13本、コナラ3本の予定です。できるだけ木は植えないと言いますか、簡単な木陰ができる程度の木という感じで運動施設の中ではみております。

私はハンカチツリーを推薦しないということではなくして、この運動施設の外周にも植えることになると、いわゆるその外周はランニングコースになりますので、もし万が一の危険性、例えばその葉っぱとか花が落ちた場合の考えた場合、ハンカチツリーはなじまないのかなというふうなことでございまして、ほかのところへはどんどん植えて、平川市をハンカチツリーで飾るような平川市にしていただければ幸いというふうに思っておりますし、私もできる限りの御支援と御協力はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長

○7番

(小野敬子議員)

7番、小野敬子議員。

7番です。ありがとうございます。

ぜひこの夢のある地域づくりのために、あちこち植えられる可能性のある場所においては、ぜひ植えていただきたいと思います。探せばいくらでもあると思います。

民間では、自分の庭に植えてもらうようにして協力してもらっていますので、平川市に行けばあちこちハンカチツリーが咲いているようになっていって、とにかく人が来なければ経済効果もないわけですので、そういう部分ではなんとか頑張ってハンカチツリーのまちを目指してほしいと思います。

なんぼでも食い下がりたいところではあるんですけど、また機会を見て市長にお話ししていきたいと思います。今回はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

7番、小野敬子議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、11日は議事整理のため本会議を休会にしたいと思っております。

○議長

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、11日は議事整理のため本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は12日午前10時開議としますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後 2 時27分 散会

